

仕 様 書

- | | |
|---------------|---|
| 1 品 名 | 医療用ガス（一酸化窒素(NO)ガス 外 23 件）買入（単価契約） |
| 2 規 格 | 別紙 品目明細のとおり |
| 3 年 間 予 定 数 量 | 別紙 品目明細のとおり |
| 4 契 約 期 間 | 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで |
| 5 納 入 場 所 | 別紙 品目明細のとおり |
| 6 特 記 事 項 | <ol style="list-style-type: none">(1) 特に医療用に使用するため、品質と安全については十分に注意し、責任をもつこと。(2) 納品は発注後迅速に行なうこと。緊急時には可能な限り迅速に対応し、目安として発注後1時間以内に納品すること。(3) 納入時の受け渡しは、病院関係者立ち会いのもと行うこととし、納入の都度、納入数量を明示した納品伝票を病院関係者に提出すること。(4) 年間予定数量はあくまでも予定数量であり、購入を確約するものではない。(5) 納品に伴う搬送・据付・人件費、その他すべての費用は契約金額に含むこと。(6) 納入に使用する容器について、病院で所有する容器に不足がある場合はすべて受注者の無償貸与品とし、高圧ガス保安法に基づく耐圧検査に合格したものであること。
契約満了時において、容器内にガスが残存している場合は、使い切るまでの間、引き続き無償貸与すること。
契約期間において、使い切った容器のうち、病院及び受注者双方の容器でないものがあつた場合は、受注者の責任で当該容器の所有者に返還すること。(7) 本仕様の疑義については、応札前に大阪市民病院機構担当者に質問しその指示によること。契約後における仕様書上の疑義については大阪市民病院機構の解釈によるものとする。(8) 次に記載する許可証等について、契約締結後、速やかに提出すること。なお、提出されない場合は、契約を解除する場合がある。<ul style="list-style-type: none">・ 高圧ガス販売業許可証を有することを証する書面（許可証の写し等）・ 医薬品販売業許可証を有することを証する書面（許可証の写し等）・ 製造元供給証明書の原本又は販売業者による供給誓約書 |

[問い合わせ先]

〒534-0027

大阪市都島区中野町 5 丁目 15 番 21 号 都島センタービル 5 階

地方独立行政法人 大阪市民病院機構

市立総合医療センター 財務部 財務課（担当：山崎）

TEL 06-6929-3626

品目明細

品名・規格・年間予定数量及び納品場所

1 大阪市立総合医療センター

見積 No	品名	規格	容積/容量	数量	年間予定数量
1	一酸化窒素 (NO) ガス	N0800ppm・N2 バランス	10L 型	1 本	1
2	MR I 用液化ヘリウム	純度 99.995%以上	-	1 L	500
3	ヘリウムガス ポンベ	HE-5	0.74L 型/100L	1 本	7
4	アルゴンガス	純度 99.999%以上	5L 型/750L	1 本	1
5	医療用亜酸化窒素 (笑気ガス)	日本薬局方に定めるもの	40L 型/30kg	1 本	6
6	医療用酸素ガス	日本薬局方に定めるもの	10L 型/1500L (ヨーク式アルミポンベ)	1 本	20
7	医療用液化炭酸ガス	日本薬局方に定めるもの	3.4L 型/2.2Kg	1 本	860
8	医療用液化炭酸ガス	日本薬局方に定めるもの	10 型/6.6Kg	1 本	40
9	液化炭酸ガス		40L 型/30Kg	1 本	5
10	液体窒素		-	1 L	810
11	窒素ガス		47L 型/7000L	1 本	55
12	医療用窒素ガス	日本薬局方に定めるもの	47L 型/7000L	1 本	1
13	空気ガス		3.5L 型/500L	1 本	70
14	空気ガス		10L 型/1500L	1 本	14
15	混合ガス	CO 0.3%・He 10.13%・ O2 19.95%・N2 バランス	10L 型	1 本	2
16	混合ガス	CO2 10%・H2 10%・N2 バ ランス	47L 型	1 本	4
17	呼吸代謝測定装置用標準ガス (Vmax)	2 種標準ガス (N2:Bal, O2:26%)		1 本	1
18	クライオガス (冷媒用液化亜酸化窒素)	CryoConsole 専用	4.5Kg	1 本	6

納品場所：大阪市立総合医療センター担当者の指示に従うこと。

※見積 No. 5～8 及び 10～14 については、24 時間供給可能であること。

2 大阪市立十三市民病院

見積 No.	品名	規格	容積/容量	数量	年間予定数量
19	MR I 用液化ヘリウム	純度 99.995%以上	-	1 L	500
20	アルゴンガス	純度 99.999%以上	5L 型/750L	1 本	1
21	医療用酸素ガス	日本薬局方に定めるもの	3.4L 型/500L	1 本	835
22	医療用液化炭酸ガス	日本薬局方に定めるもの	3.4L 型/2.2 kg	1 本	201
23	液体窒素		5L 容器	1 本	52
24	窒素ガス		47L 型/7000L	1 本	11

納品場所：大阪市立十三市民病院担当者の指示に従うこと。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

大阪市民病院機構（以下「発注者」という。）が締結する契約等から暴力団を排除する措置については、「大阪市暴力団排除条例」（以下「条例」という。）、「大阪市暴力団排除条例施行規則」及び「大阪市契約関係暴力団排除措置要綱」（以下「要綱」という。）に準拠し、大阪市と同様の措置を講じる。

1 暴力団等の排除について

(1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る発注者監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく委託者に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市民病院機構競争入札参加停止措置要綱及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、発注者及び大阪市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でない判断した場合はこの限りでない。

職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に基づく特記仕様書

大阪市民病院機構（以下「発注者」という。）は、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に準拠し、大阪市と同様の取扱いをするものとする。

（条例の遵守）

第1条 受注者及び受注者の役職員は、受注業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、受注業務について、次の各号に定める場合、速やかに、その内容を発注者（地方独立行政法人大阪市民病院機構 市立総合医療センター総務部総務課）へ報告しなければならない。

- （1） 条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたとき
- （2） 発注者の職員から、違法または不適正な要求を受けたとき

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（地方独立行政法人大阪市民病院機構 市立総合医療センター総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

○ 地方独立行政法人大阪市民病院機構 市立総合医療センター総務部総務課の連絡先：06-6929-3569